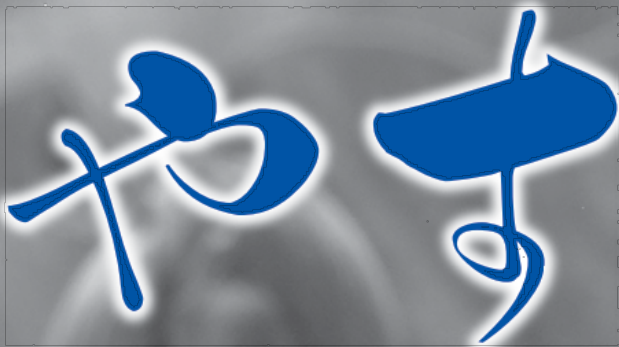




市議会だより

やっぱり野洲が好き



No.55

平成30年(2018年)8月

Contents 目次

- 臨時会、定例会審議結果 P2
- 一般質問 P4
- 委員会報告 P11
- 委員会報告(資格審査特別委員会) P14
- 次回定例会予定 P18

平成30年第2回臨時会提出案件の審議結果

平成30年4月11日開会の第2回臨時会では、議案3件（専決処分の承認3件）、発議1件について審議しました。



■全員賛成で承認・可決した案件

【市提出議案】

分類	議案番号	件名	審議結果
専決処分	議第52号	専決処分につき承認を求めることについて（平成29年度野洲市一般会計補正予算（第13号））	承認
	議第53号	専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）	承認
	議第54号	専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	承認

【議員提出議案】

※議長（矢野隆行議員）は採決に加わりません。但し、可否同数の場合、議長が裁決します。

※議長（矢野隆行議員）以外の－は、議員の議場退場によるものです。（議員名は議席番号順）

分類	議案番号	件名	審議結果	東郷亮己	山崎	長谷川	橋	坂口	岩井	津村	矢野	田中	稲垣	山本	鈴木	工藤	野並	東郷正明	北村	荒川	立入
発議	発議第2号	議員の資格決定に関する調査の件（申出書（案））	可決	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—

平成30年第3回定例会提出案件の審議結果

平成30年6月7日開会の第3回定例会では、議案9件（一般会計補正予算1件、墓地公園事業特別会計補正予算1件、条例の制定・改廃6件、事業契約1件）、意見書4件、議員の派遣1件、議員の資格決定1件について審議しました。

■全員賛成で承認・可決した案件

【市提出議案】

分類	議案番号	件名	審議結果
補正予算	議第55号	平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号）	可決
	議第56号	平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）	可決
条例	議第57号	野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例	可決
	議第59号	野洲市税条例等の一部を改正する条例	可決
	議第60号	野洲市土地開発基金条例の一部を改正する条例	可決
	議第61号	野洲市介護保険条例の一部を改正する条例	可決
	議第62号	野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	可決
その他	議第63号	事業契約について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）	可決

【議員提出案件】

分類	議案番号	件名	審議結果
意見書	意見書第9号	精神障害者への公共交通運賃等の割引制度の適用を求める意見書(案)	可決
	追加日程第2	議員の派遣について	可決

■賛否が分かれた案件 【○：賛成 ●：賛成しない】

【市提出議案】 ※議長(矢野隆行議員)は採決に加わりません。但し、可否同数の場合、議長が裁決します。(議員名は議席番号順)

分類	議案番号	件名	審議結果	東郷亮己	山崎	長谷川	橋	坂口	岩井	津村	矢野	田中	稲垣	山本	鈴木	工藤	野並	東郷正明	北村	荒川	立入
条例	議第58号	野洲市職員定数条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	—	○	●	○	○	○	○	○	●	●	●

【議員提出案件】

分類	議案番号	件名	審議結果	東郷亮己	山崎	長谷川	橋	坂口	岩井	津村	矢野	田中	稲垣	山本	鈴木	工藤	野並	東郷正明	北村	荒川	立入
意見書	意見書第6号	全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求める意見書(案)	否決	●	●	●	●	●	●	●	—	○	●	○	○	○	○	○	●	●	●
	意見書第7号	生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書(案)	否決	●	●	●	●	●	●	●	—	○	●	○	●	○	○	○	●	●	●
	意見書第8号	給与所得に係る特別徴収税額の決定・変更通知書から個人番号を削除する事を求める意見書(案)	否決	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●
	追加日程第3	議員の資格決定について	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	●	—	○	○	○	○	○	—	●	●

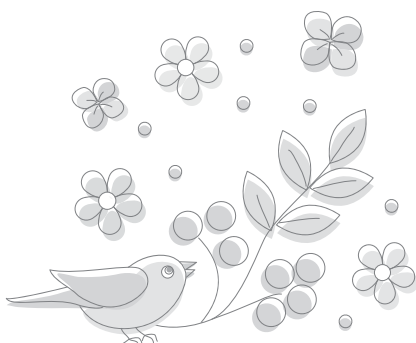
※「議員の資格決定について」の採決について

- ・特別多数採決のため議長も加わります。・採決は記名投票により行われました。
- ・稲垣議員の—は無記名投票のため無効。
- ・地方自治法第117条の規定により北村議員は除斥となります。

全国市議会議長会 表彰の報告

全国市議会議長会では、長年、市議会議員の職責を果たした議員を表彰されています。

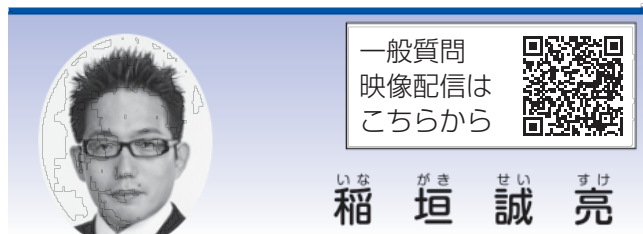
今年度は、10年以上の市議会議員の功績に対して荒川泰宏議員が表彰されました。また、同じく20年以上の市議会議員の功績に対して立入三千男議員が表彰されました。



一般質問

一般質問の掲載内容は、主な質問、答弁の概要のみです。

詳細は、市議会のホームページの会議録またはインターネット録画中継をご覧ください。
また、会議録は市役所情報公開コーナー、図書館、各コミセン等で閲覧できます。



一般質問
映像配信は
こちらから



いな がき せい すけ
稲垣 誠 亮

◎独立行政法人野洲市民病院の経営計画

問 現・民間野洲病院では「過去に施設建設等ができた」「給料は滞りなく支給された」という事実に基づく実体験は職員間にあるかと思う。しかし、それは市からの支援で遂行されてきた。患者のため仕事をしてきたとの現場の声も出てくると思うが、こうした声に対しては経営計画に対しても医療業務と同じように頑張ってもらいたいと期待する。経営の話を経験者ですると、職場がぎすぎすするのではないかと疑問が出るかもしれない。しかし病院事業は時には厳しいやりとりも行い業務を遂行する必要がある。そこで組織運営のあり方が抜本的な見直しが必要であると思うが見解は。

答 法人が策定する中期計画に基づき決定をされる。

問 設備投資、人材獲得の規模や質に比して独立行政法人野洲市民病院理事長予定者（現・民間野洲病院院長）の経営力量を市は保証していただけるのか見解は。

答 十分能力の高い方だと考えている。

問 経営破綻法人の更生計画において、旧経営陣の地位は退任が一般的である。独立行政法人野洲市民病院理事長は現・民間野洲病院院長が就任とのことだが、その判断には相当たる合理性が必要ではある。見解は。

答 医療面、経営面の実績を高く評価している。

問 病院の経営管理整備・運用改善、法的適合性に留意した自立、人員管理強化における重点取り組み状況は。

答 このプロジェクト自体が重点的な取り組みである。

問 収益増と人件費率の引下げ課題だが、これまでの市の収支計画の達成要因は外部環境が多いように思うが、それ以外の構造的転換課題、目標について問う。

答 中期計画に示される予定である。

問 それは具体的な構造的転換課題については、まだ着手できていないと理解していいか。

答 市ではまだ着手はできていないが、現・民間野洲病院では一生懸命頑張っている。

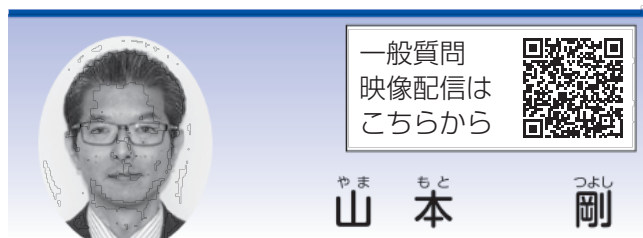
◎野洲駅南口周辺整備について

問 商業施設だが3月定例会において事業者から前向きな意見を頂戴しているとの答弁だったが進捗状況は。

答 今年度中に方針を決定し議会に示したい。

問 それはデベロッパーと打ち合わせに入る段階ではない未計画であるというふうに理解していいか。

答 現時点ではそこまで進んでいない。



一般質問
映像配信は
こちらから



やま もと つよし
山本 剛

◎LGBTについて

問 LGBTとは、セクシュアルマイノリティをさす言葉で、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシュアル、そしてTは出生時に診断された性と自認する性の不一致であるトランスジェンダーで、それぞれの頭文字をとったものがLGBTであるが、それに関する認識は。

答 多様性を尊重する社会が求められている中でLGBTに関する理解と認識や支援の必要性、偏見や差別をなくすため、教育や啓発活動、人権相談などの取り組みが必要であると認識している。

問 LGBTの窓口はあるのか、なければつくる考え

はあるのか。

答 LGBTに特化した窓口を設置する考えはないが、性的マイノリティに関する人権については人権施策推進課が窓口となっている。

問 パートナーシップ認証制度の導入について。

答 現在のところ導入の予定はない。認証制度導入よりも、まずは市民にLGBTについて啓発していくことが重要であると考えている。

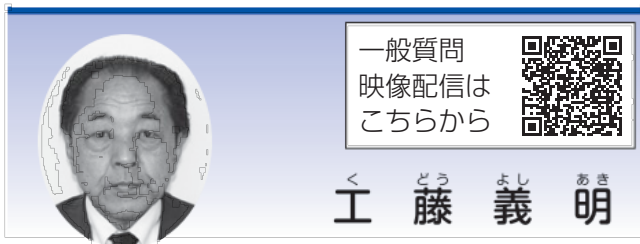
問 LGBTに関する職員及び教職員への研修について。

答 今後、人権研修のテーマとしてLGBTに関する内容も検討していきたい。教職員の研修については、県人権教育課から配布された資料により、各校、園、所において性的マイノリティの子どもが安心して過ごせる学校、園づくりについて研修を進めている。さらに今年度野洲市人権教育研究大会において、性的マイノリティの人権課題について、配慮と支援が必要なLGBTの子ども、児童、青年期における性的思考と性別違和について講演を予定している。

問 市民への啓発は。

答 啓発を行っていく必要があると考えている。

一般質問



◎生活保護行政について

問 野洲市福祉事務所として、憲法25条に基づく生活保護制度についての認識と見解は。

答 憲法また生活保護法の定め通り、生活困窮者の方へ健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とし、適正な運用と支給に努めている。

問 生活保護の相談をされようとする方は、切羽詰まって行政の門を叩く訳ですが、「しおりやホームページ」では憲法25条に基づく当然の権利なので、気楽にご相談下さいと案内すべきではないか。

答 案内では誤解を与えないという判断のもとで書かせていただいている。基本は相談の中で丁寧に説明

しご理解をいただくことが本来の姿と考えている。

◎野洲小学校のスプリングラーとプールについて

問 グラウンドから近隣への砂塵対策として、スプリングラーが設置されているが現在の設置数は最終的なものか。

答 利用状況などを勘案し学校とも協議し、6基設置しているが自治会からも要請を受けていて、今後増設など有効性・効果について検討していきたい。

問 プールサイドの痛みが進行し安全面や衛生上問題と保護者の方から改善の要望が出ているが対策は。

答 今年度の補修、修繕費の中で現場を見て適正補修していき安全面に努めたい。

問 プールの水漏れが生じている為、現状は毎日水を出しっぱなしだが対策は。

答 水漏れ箇所の特定は困難であり、課題の解決に向けて取り組まねばと認識している。

【その他の質問】 ①稲荷神社前の国道8号信号改善

②行政と自治会について



◎野洲市の教育現場におけるいじめ問題について

問 いじめから自殺に発展するケースがまだまだ報道されるが、野洲市内小中学校でのいじめ発生件数は。

答 いじめの可能性のあるものを含め、小学校で164件、中学校で34件、計198件を認知。

問 いじめを把握、解決する仕組みは。

答 把握は、生徒指導担当に集約する仕組み。窓口としては、担任、学期ごとのアンケート、オアシス相談員、教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等。まず担任が把握するケースが多い。生徒指導が把握したら、すぐそれを管理職と相談する。それから学年の先生方と相談する。組織対応が必要と判断された場合、いじめ防止対策委員会等を開く。

問 通報窓口を設け、広く周知するのがよいのでは。

答 県教育委員会、人権擁護委員が子どもから直接電話を受けるカード等を全生徒に配布している。市の学校教育課でも随時電話対応をしている。

問 教職員がいじめを報告することによって仕事量がふえたり、評価が下がるのではないかとということで、表に出てくることを避ける可能性はないか。

答 いじめを発見するということは、子どもたち、教育の中で最重要課題。見守り体制で誰かがそのクラスをのぞきにいくとか、そこは担任一人にならないような措置を講じている。

問 通報を上げたということに対して教職員に良い評価をするというのが必要だと考えるが。

答 いい評価をするということは、逆に評価されない方もでてしまう。いじめに関しては、全く評価は存在しないということでやっている。

問 例えば転校をするだとか、緊急避難的な考え方でも、そういう制度というのはあるか。

答 緊急避難といたしましては、学校をしばらく休むとか、あるいはよその学校に移るとか、区域外就学を特別に認めるということは可能。

一般質問



◎就労・生活支援、農福連携、エディブルシティについて

問 生活困窮が予測される、この先どうなるかわからないところの対策までは今のままではできないということだと思うが、市として例えば、就労環境などを地元の企業や団体、農業も含めて色々な分野に対して取り組みを求めているとか、そういったことは行われているのか。

答 具体的に呼びかけというまだ段階ではないが、そういった課題があるということで検討しているという状況です。

◎再生資材化した除去土壌の安全な利用に関わる基本的考え方について

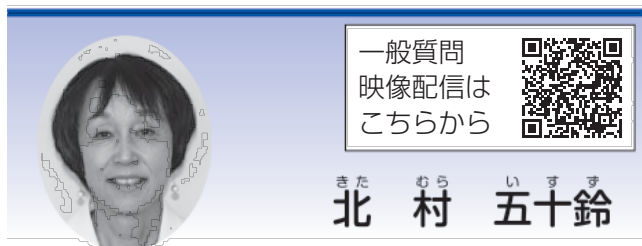
問 現在行われている野洲市内での市・国・県などの大規模公共事業に対して、再資源化した除去土壌が利用されることはあり得るのか。

答 現在野洲市内で行われております公共事業においては、再生資材化された除去土壌の利用について、まだ国の方で実証事業を現在取り組んでいる状況なので利用している状況はない。今後についてもまだ国が実証事業を行っていて、その結果どういう形で我々自治体に示されるのか、それを見ていかないと判断ができない。国が示されるときというのは、一定国民の理解等を得るという手続を踏んで示されると思う。私どもの公共事業で使うか使わないかの判断の1つに安全性の担保が当然であり、市民の皆さんのご理解が得られるかということもきちっと踏まえた上で判断すべきだと思う。

◎副市長の選任について

問 今市長の副市長選任の状態、進捗をお伺いします。

答 真剣にはいい方がいたらと思っていますけども、安易になってもらったら大変です。機能していない場合も十分ある。だから、なってもらふ限りはきちんちんと思っています。変に自分だけでやりたいわけではないけれども、何回もなぜこんな質問するのかよくわからない。いずれにしても去年言いましたように、ふさわしい方がいたらぜひやってもらいたい。



◎中主小学校大規模改修工事について

問 耐力調査の結果の数字が、1万点中4500以下なら建て替えになるが、4930あり、430上回っていたため、大規模改修工事に至ったと聞いた。この耐力調査の中身、業者、時期、調査内容、結果報告、調査の経費を問う。

答 昨年10月森野設計株式会社に委託、期間は平成29年10月18日から平成30年3月26日、調査内容は、コンクリートや鉄筋の状態、建物の沈下等で「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」で報告を受けている。経費は302万4000円です。

問 使用構造物の構造耐力、保有耐力は特にコンクリ

ート圧縮強度は現在あっても、その保存度はいかがと考えているのか。

答 良好なメンテナンスなど適正に管理されている場合は70年から80年程度、技術的には100年以上持たせることも可能だと考える。

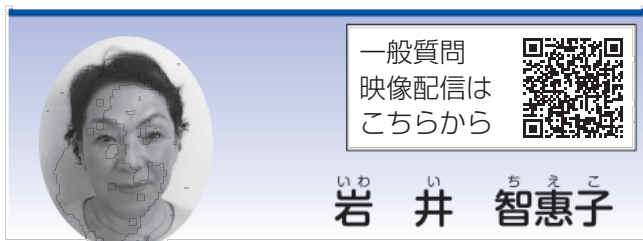
問 先ほどの数字、4930がどれくらいの経年で4500になるのか、それはわからないという答弁だったが、でもいつか4500は訪れ、それが地震により早まることもあると思う、安心を担保できる説明をもう一度問う。

答 現現在の形状で耐震診断を行い、合併前の平成10年度に耐震補強工事を完了しています。今回の調査の結果からも、耐震性についてはその安全性について問題がないということを確認しています。

問 大規模改修にお金をかけるより、今回は部分改修にとどめ、4500をまち、やはり建て替えにならないか。

答 今の建物が十分耐力度的に大丈夫ということですので、大規模改修を選択している。

一般質問



◎平成30年度ロードマップ・平成29年度実績の評価について

問 地域包括支援センター及び認知症相談機能の充実について、最善の体制として3圏域ごとの3職種チームを1ヶ所に集中することで相談機能を充実することと評価されているが、体制及び職員の構成について伺う。

答 3つの中学校区圏域ごとに、必要な専門職である社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を各1人ずつ、また介護予防事業のため理学療法士、保健師、高齢者の実態把握及び相談支援に社会福祉士各1人、介護予防ケアマネジメントのための介護支援専門員5人を配置、他に管理者及び事務担当職員3人の総勢21人である。

問 現関わっているケースの件数・概要について伺う。

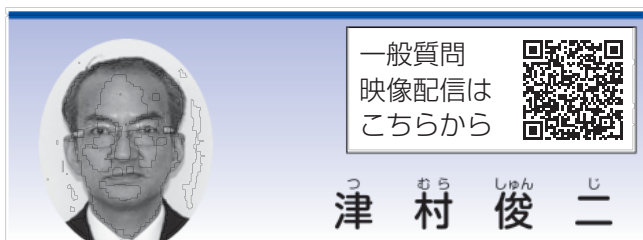
答 平成29年度の相談実人数は1,058人、延べ件数として4,558件と把握している。主な内訳として、要支援1・2の認定を受けた方や総合事業対象者の自立支援に向けた介護保険サービス等の相談が最も多く約半分、500人程度の対応をしている。

また、高齢者虐待に関して実人数は44人、延べの件数は800件の対応をしている。虐待をしている家族の背景には、過重な介護負担、認知症、生活困窮などで、介護サービスの導入や家族への助言を行っている。対応の困難なケースについて会議に諮り、支援の在り方を検討し対応をしている状況である。

問 今後高齢化が進展する中で、課題及び地域包括支援センターの国の動向を踏まえたあり方について伺う。

答 高齢化の急速な進行により、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加や虐待、家族の介護負担、介護職員の離職の増加などについて対応が求められる。国の制度改正を注視しつつ、市民と医療・介護関係者、そして関係行政の連携等に包括的な支援体制の充実と拡大に努めたい。

【その他の質問】 自殺対策の推進について



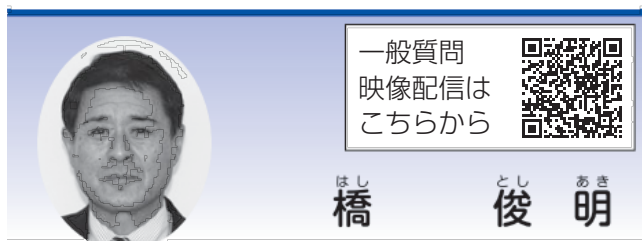
◎在宅医療・介護連携推進事業について

問 住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことは多くの人々の願いであると思います。そのためには患者、そして支える家族を中心として、医療機関と介護事業者などが連携を密にして、一体的にサービスを提供していくことが望まれます。また、特養をはじめ、介護施設へ申し込みしても、入所できない高齢者の方々がおられます。ますます在宅での医療、介護、見守りを評価していかなければなりません。在宅医療、介護連携推進事業は平成27年度より介護保険法の地域支援事業として、位置付けられた全国で展開されている取り組みであります。本事業では地域の在宅医療の提供体制の確保について、それぞれの市町村が主体

となって医師会等と連携しながら取り組むこととされています。市に求められている責務と役割について伺います。

答 本市が在宅医療介護連携推進事業の実施主体となった背景には、高齢化の急速な進展に伴い、医療や介護を必要とする人が増加してまいります。高齢化の進展状況は大きな地域差があることから、地域の特性に応じた在宅医療介護連携の仕組みをつくることが求められていると考えます。本市の場合、第7期介護保険事業計画のニーズ調査において、人生の最期を迎えたい場所は自宅とする人が42%と最も多く、最も取り組んでほしい高齢者施策は在宅の高齢者を支える保健福祉サービスの33%であったことから、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けられるように在宅医療と介護サービスの連携体制の構築、充実を図っていくことが市の役割であると考えます。

一般質問



はし 橋 とし 俊 あき 明

◎課題案件の経緯(歴史)を確認し、次に備える

問 どの事業も過去の歴史を確認し、現状での課題に至り、次に課題解決に向けて、対応策に至るものである。1点目は穴田川で、この川沿いの入町と小南は、日野川と光善寺川からの洪水から郷土を守る歴史であった。日野川改修も進み、光善寺川も漏水対策により、地域の安全度は高まりつつあるが、穴田川の改修が課題となる。穴田川のJR横断部下流の鉄製の扉、及び日野川合流部手前の樋門の目的は？

答 昭和34年の伊勢湾台風後に日野川から溢れた水流が穴田川の逆流を防止するために設置されたものと地元より確認した。合流部の樋門



も、大貝地先の用水確保と逆水防止で設置されたもの。

問 当時日野川の洪水で水位が上がれば、光善寺川も逆流、越水し、両河川の溢れた水流がこれら水門に集中する状況であった。近年の穴田川の被害状況は？

答 平成25年の台風18号及び昨年の台風では、大貝地先が滞水している。

問 穴田川は、「野洲市公共下水道基本計画」で整備が位置付けられているが、見通しは？

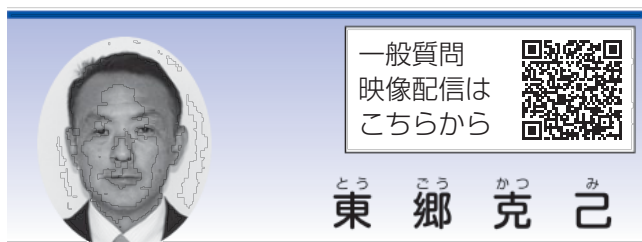
答 整備については、市域全体の優先度を見極め対応していく。

問 次に現在入町山で碎石採取事業が進められているが、業者への安全指導と近隣住民への影響は？

答 民間事業者は碎石採取を目的として岩石の採取計画の認可等について、県から許可を受けている。下流に対する安全確認など、条件が付けられており、安全指導が行われている。万が一は、土砂災害に対する避難情報により、住民の安全確保に努める。

問 入町自治会としては、自治会員への安全を確保するため、業者と協定書を結ぶことを考えておられる。専門的な知識が必要なことから、市の担当者の協力は可能か？

答 市として、できることは協力をさせていただく。



とう 郷 かつ み 東 郷 克 己

◎野洲の将来を託す教育について

問 野洲市は市立校全教室に大型ディスプレイ設置とデジタル教科書導入を予定、教育環境の充実に取組むが、教育の充実に児童生徒の自ら考える力を引き出す問いかけや意見し合い、掘り下げて考える授業等、能動型、参加型の授業が重要と考えるが教育長の見解は。

答 主体的対話的で深い学びを目指した体験型授業導入を図り、ペア学習や班学習など、各校積極的に取り組んでいる。また学校内外で本物に触れる体験活動にも取り組み、ICT等教育環境整備と共に、授業改善を一層進め、児童・生徒が学習の中で分かる喜びを実感し、学ぶ意欲を高める授業を推進する。そして、次の地域を担う野洲の子供達の育成に取り組んでいく。

◎野洲の発展に向けた交通整備について

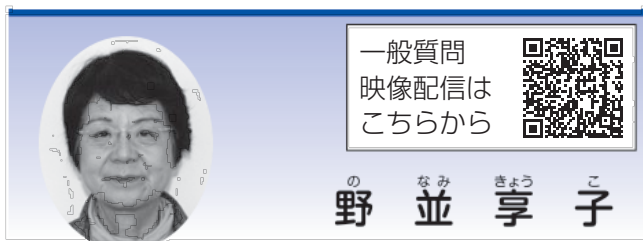
問 近江バスの時刻表改定に伴い木部循環線が大幅削減され、朝2便のみで帰りの便がない状態。緊急対策で「おのりやす」祇王中里コースの遅い時間への追加は。

答 来年4月から同コースの最終便は17時5分野洲発となり、1日6便が8便に増強される。

問 国道8号バイパスの整備が端緒につき、湖南幹線の野洲市への延伸も動き出した。相当な効果が見込まれるが、効果を高めるにはさらなる延伸が重要。本市から東へ伸す計画や本市の南北の流れと連結する計画は。

答 篠原学区における国道8号の朝夕の渋滞は大きな課題であり、国土交通省及び滋賀県に対し早期調査着手を要望している。湖南幹線の先線は未定であり、現計画の期限内完了を要望している。南北の流れについては、野洲市都市計画マスタープランでも基本的な整備計画に掲げており、重要と認識し取り組んでいる。

一般質問



◎通学路の安全対策を

問 朝鮮人街道の北側を流れる祇王井川には転落防止柵が無い。交通安全プログラムで検討中となっているが、どこで検討され、いつ工事をされるのか。

答 幅1.5m、延長40メートルの道。転落防止柵は有効な対策だが、石積み護岸を外しての設置となり、幅員が狭くなる。社会資本整備交付金の活用を検討している。関係者との協議が必要。



◎国保税の子どもの均等割の減免を

問 国は財政支援措置として1700億円。その中の特別調整交付金として、子どもに関して100億円配分

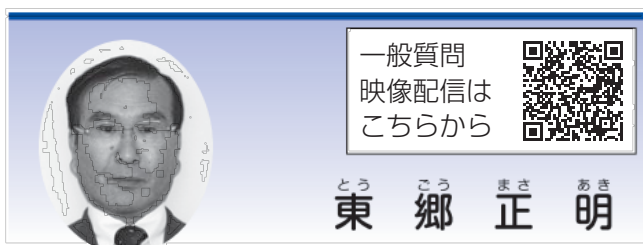
された。滋賀県として1億9600万円であり、野洲市は334万9千円です。20歳以下の子どもに対してであり、野洲市でも均等割の減額をすべき。埼玉県富士見市では、第3子を全額免除とか北海道の旭川では3割減免など行っている。本市での検討は。

答 滋賀県としてすでに減額されて各自治体に納付金として算定され、子どもの分を全員に波及している状況。子どもの均等割の減免は、今後県として議論がされる問題。市として行うことは慎重に対応すべき。

◎小学3年生から「英語教育」の実施について

問 今年から「英語教育」が教科化され、教師も子どもの負担が大きい。2年後の本格実施になれば、3、4年生で話す・聞くを中心に35時間、週1時間。5、6年生で読む・書くが加わり70時間、週2時間ということになり導入の見直しの声があるが。

答 子ども達の負担と言う意味では大変と感じている。フィンランドでは日本の授業実数の半分くらいしかないと言うことで、学校教育すべてを見直すということであり、英語教育については積極的に支援をし、導入見直しは考えていない。



◎公共施設等総合管理計画について

問 公共施設総合管理における一番の優先課題と基本姿勢は何か。

答 優先課題のような特定特化したものはない。基本姿勢は、施設の廃止ありきで進めるのではなく、設置目的に合った利用がされているのか等の十分な吟味を行い、施設が提供しているサービスや事業の必要性などもあわせて検討することとしている。

問 総合計画に対して現在の状況は。

答 野洲市公共施設等マネジメント推進会議を設置し、平成32年度までに定める個別施設計画の基本的な方針となる公共施設のあり方について検討を進めている。

◎公共交通について

問 近江鉄道バスは民間企業とは言え地域住民の貴重

な役割を果たす公共交通であるが近江鉄道バスの減便についての認識は。

答 民間の路線バスは、地域の公共交通において、必要不可欠と認識している。

問 市として、公共交通を守るためどのような対策をとってきたのか、今後の対応は。

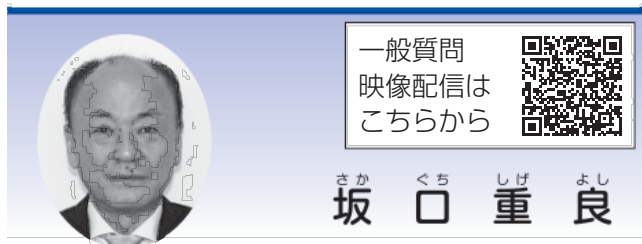
答 コミバスを平成22年度から4路線にて運営を始め、平成24年度には新たに中央循環コースを増した。平成31年度には既設の各コースを根本的に見直して、2コースを増やすこととし、地域公共交通における市民の利便性の確保を図っていく。

問 路線バスが減便になっていることから、自治連合会や市民からも循環バスおのりやすの増線を半年早めることを検討できないか。

答 平成31年度から新たなコースをふやし、増便も充実させる。これにより、市民の利便性が向上する見込みである。この準備に要する期間が必要で、バス車両の準備、時刻表の印刷、バス停の準備、関係機関への届け手続き等に期間を要することから、予定より早めることは出来ない。

【その他の質問】 学校施設の改善について

一般質問



◎市民病院開院に向けた周辺整備について

問 小・幼・保の登下校時の安全面を考えた歩道及び交差点、信号の改良について

答 市道野洲中央線と市道野洲駅下水門線の交差点は、野洲市民病院開院により通行車輛の台数が多くなると考えられる。道路横断される児童、歩行者の安全対策が必要と考える。滋賀県公安委員会に信号機の設置を要望しており、また、右折溜まりの延長も考えている。

問 県内では信号設置が新設ゼロと厳しい状況にあると新聞報道されているが大丈夫か。

答 必要な場所には新設するとある。

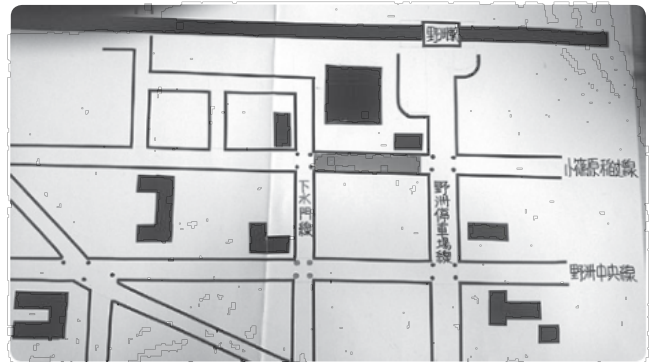
問 小篠原稲辻線（一部・全部）祇王井川沿い道路の拡幅整備について

答 市道小篠原稲辻線の道路拡幅について、現状課題の認識はしている。対応方法として暗渠化が考えられるが早期の対応は難しい。一級河川祇王井川の改

修と合わせて可能な限り道路拡幅出来るよう協議する。

問 一方通行など見直しを含む開院に向けた、あらゆる想定できる見直しについて。

答 一方通行の見直しについては、現在、市道小篠原稲辻線は平成12年から野洲小学校児童の通学路で自治会とPTA等の要望で県道野洲停車場線方向のみ一方通行規制されているが、開院に向け市道野洲中央線の右折滞留車輛の軽減を考慮し、市道小篠原稲辻線のうち市道野洲駅下水門線から県道野洲停車場線までの区間は通学路でないで自治会及び滋賀県公安委員会と協議を行い、一方通行の解除など有効な対策を検討する。なお、市道小篠原稲辻支線2号から県道野洲停車場線までと、西側の市道8号線との分岐点から市道野洲駅下水門線までについては、通学路であることから一方通行の解除は難しいと考える。

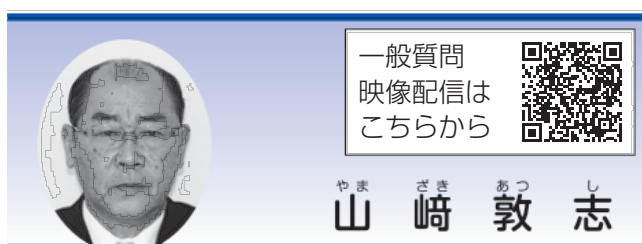


に期待されています。

現在、環境施設面積率25%以上の全国一律の準則を適用されているが、地方自治体の条例により「緑地面積率」の設定が可能となっており、県内でも既に実施、検討されているところです。

①緩和を何%目標にされるのか ②「緩和実施時期」 ③工場立地法にかからない小規模事業者緑地率の緩和設定について、以上3点について、一括でご回答をお願い致します。

答 企業事業所においては、施設設備の増築改修及び雇用拡大に取り組まれています。緩和目標値、時期については、緩和対象地域は、一律10%で検討している、小規模事業所植栽率緩和も合わせて進める考えである。議案提出を年内目標に考えている。周辺環境への配慮するため問題意識をもって関係課との協議を進め、ガイドラインを策定する。



◎緑地面積率の緩和について

問 平成30年2月20日付緑地面積率の緩和情報にて、市内企業・事業所では、敷地有効利用を強く要望されている。また、環境問題については「企業の社会的責任」を果たすため、環境経済部指導の下「環境保全協定（野洲市生活環境を守り育てる条例第4規定）」を締結し、地域住民の健康で快適な生活環境を確保するため、環境基準管理に努めておられます。企業共通の課題として、設備の拡大（増築・建替え）や雇用拡大による従業員駐車場整備が必要となり、その用地の確保にあたり緑地面積率等の緩和の取組

予算常任委員会総務分科会

◆平成30年度野洲市一般会計補正予算
(第2号)のうち歳入の部、一般財源全款について

特に質疑はありませんでした。

総務常任委員会

◆野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

問 野洲市胃がん検診事業運営委員会7人以内、野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会6人以内、野洲市自殺対策計画策定委員会20人以内と3つの委員会をつくれるが、この委員会の人数の根拠は。

答 人数の根拠は、法的に定められているものではない。各担当課で、参加委員さんの顔ぶれ等を踏まえての判断。特に自殺の委員会20人ぐらひは、各種団体等からの意見をいただくということで定めている。

問 胃がん検診等、事業運営委員会の設置に対して、肺がんとか心臓病の事業の運営委員会はあるのか。

答 今のところはない。今回は国の制度に基づくもので、内視鏡での健診も行うための委員会設置である。

◆野洲市職員定数条例の一部を改正する条例

問 現野洲病院の職員は何人おられるのか。

答 4月1日現在で、268名。この中には、篠原のデイサービス、訪問看護等、4事業の職員がいる。

問 270名は現在野洲病院で働いておられる方だけでなく、公募もされるのか。

答 現野洲病院で働いておられる方を含め、病院職員については公募で行う。

問 採用試験はされるのか。

答 看護部門とか、技師、事務系というような枠を定めて行う。

問 1年か2年後に独立行政法人という方向性、見通しは。

答 1年半であろうが、半年であろうが、野洲市の職員として採用しなくてはいけない。そのための条例の改正。独法になるとときには、またこの条例を改正して、その部分を省くというような見通しである。

問 独立行政法人に踏み切られるが、改定状況が今のところどうなっているか。

答 独立行政法人の移行を見据えた野洲市独自の制度を策定している。7月12日の特別委員会で、募集要項や給与の考え方を示し、秋には内定をしていきたい。

問 募集するからには給与表を決めておかねばならないが、野洲病院と詰めて早急に決める必要がある。

答 8月上旬に特別委員会をお願いし、8月議会に給与条例等を、提案していきたい。

◆野洲市税条例の一部を改正する条例

問 電子たばこが3回上がるが影響額はどうか。

答 単純に今の消費量で推移すると、1回に1,800万円の増収となるが、実際たばこの消費は下がっており、そこまでは見込めない。

問 紙巻たばこの利用が減り、加熱式たばこ、電子たばこが増えているがシェア比率は。

答 13%が電子たばこ、紙巻きたばこが87%である。

◆野洲市土地開発基金条例の一部を改正する条例

問 土地開発基金で買うのに、調整区域の農地を買っていること自体が、そもそも間違いだが、処分できていない土地がある。今後の解決する見通しは。

答 現時点では、まだ具体的な解決策は明確になっていない。今後も、それぞれの担当課においてどういう処理方法があるのか検討していく。

予算常任委員会文教福祉分科会

◆野洲市一般会計補正予算(第2号)のうち第3款民生費における歳出及び関係する歳入(特定財源)について

問 虐待を受けた児童の人数は。

答 平成29年度の実績で450人である。

問 現在の母子家庭と父子家庭の世帯数は。

答 住民基本台帳を確認するだけでは、母子家庭と父子家庭の世帯数はわからない。ただし、母子家庭と父子家庭に交付される福祉医療費受給券では、397世帯の母子家庭と25世帯の父子家庭に同受給券が交付されている。

問 生活保護のシステム改修に特定財源の就労支援事業費が充てられているが、これはどのような補助金か。

答 この補助金は、生活困窮者支援事業に基づ

く就労準備支援事業費等、あるいは、生活保護の適正化に向けた事業費等を対象にしたものである。

問 生活保護費の受給者の予備軍を把握している実績はあるか。

答 生活保護の受給は、窓口での生活困窮状態の相談を通した中で、その必要性を判断しており、生活保護費の受給者の予備軍は把握してない。それを把握する必要性も特にないと考えている。

問 生活保護費の受給者に対する就労支援のための施策はあるか。

答 就労支援のため、1人の嘱託職員を雇用している。また、やすワーク等に就労支援のつなぎをする中で、企業の面接を受けていただき、早期の自立に向けた取り組みを進めている。

文教福祉常任委員会

◆野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

問 介護保険法施行令第38条第4項の規定が同施行令第22条の2第2項に規定されることになったとのことであるが、何か内容が変わったのか。

答 介護保険法施行令第38条第4項で規定されていた内容と全く同じ内容が同法施行令第22条の2第2項において規定されており、内容の変更はない。

◆野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

問 条例第4条第1項では「地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに職員を置く」と規定していて幅が非常に広いと思うが、特に問題はないか。

答 野洲市の場合、高齢者の人口がおおよそ1万3,000人弱であるため、1圏域当たり大体4,000人強の高齢者を担当していることになるが、特に

問題ないと認識している。

問 野洲市の地域包括支援センターは、野洲地域に1ヶ所あるのみであるため、中主地域に住んでいる市民には不便であるように思う。地域包括支援センターを中主地域にも設置し、2ヶ所とすることについて、今後の方向性、見解は。

答 野洲市の現状として、市が直営で地域包括支援センターを運営しているので、1ヶ所で集中的に行うのが一番効率的で、より市民のニーズにも対応できると考えている。

問 支援を必要とする高齢者が増え、今後ますます地域包括支援センターの役割が重要になると思うが、相談内容が多い案件としてはどのようなものがあるか。

答 平成29年度の実績では、介護保険の利用や高齢者虐待に関する相談が多い。

問 主任介護専門員は何人か、また、介護支援専門員は何人か。

答 主任介護支援専門員は3人、介護支援専門員を含む介護予防ケアマネジメント員は5人である。

予算常任委員会環境経済建設分科会

◆議第56号 平成30年度野洲市墓地公園 事業特別会計補正予算(第1号)

問 合葬ということだが何体ぐらい入れられるのか。

答 合葬式の施設の納骨の数は約300を考えており検討委員会の議論結果により、多少増減する。

問 合葬の方法について、基本的な考え方は。

答 地下に1メートル四方程度の納骨室を作り、

お骨のみをおさめていただく合葬式である。壺で納めるタイプは現時点では検討していない。

問 利用費が正式に発表されていないがどうなのか。

答 建設費と維持に必要なランニングコストを検討委員会で算定し、それを基に納骨者数で割り戻してその基準をベースに使用料が決まっていく。

環境経済建設常任委員会

◆議第63号 事業契約について(野洲市余熱利用施設整備運営事業)

問 事業契約金額、約25億円の設定はいつだったのか、またその根拠は。

答 予算として、昨年(平成29年)の8月議会において、債務負担行為25億3千万円の議決を頂いている。その際に説明したとおり、基本計画では可能性のあるものを盛り込んだ形で提示し、実施方針においては、温水プール、温浴、地産地消の機能を必須施設として位置付け、それを基に入札した結果、約25億円である。

問 基本計画の3社のヒアリング結果、A社の意見が取り入れられた計画案となっているのか。

答 提案側がどうするかの話であり、市が直接そのことを反映するかどうかということはない。PFI事業においては、一定の運営費を支出することは必要となる。

問 入札では公表された予定額の100%という結果だが、過去に競争入札で100%はあったのか。

答 仕様書発注の一般競争入札ではなく、提案による性能発注の総合評価一般競争入札では、比較の対象にはならない。

問 余熱利用施設整備事業をPFIでなく、建設方式にすれば、いくら(何億)の起債発行になったのか。

答 PFI方式も、クリーンセンターの建設方式も起債額は変わらないと考える。



本会議の映像
配信はこちら
から



インターネットで
本会議の映像を
配信しています

本会議の映像は、野洲市のホームページから市議会のページを開いていただくとご覧いただけます。

配信は、ライブ中継と録画中継になります。録画中継は、約1週間後から配信します。

なお、前回の定例会からスマートフォンでもご覧いただけます。

また、会議録は市議会のホームページ、市役所情報公開コーナー、図書館、各コミセン等で閲覧できます。

資格審査特別委員会の調査報告及び本会議の審議結果

◆議員の資格決定について



委員会調査報告書はこちら
から

【野洲市議会における議員の資格決定について】

地方自治法第127条第1項の規定に基づき、平成30年3月22日の市議会定例会に北村議員の被選挙権の有無についての資格決定要求書が提出されたことから、野洲市議会に資格審査特別委員会（以下「本委員会」という）が設置されました。

その後、本委員会において北村議員の被選挙権の有無について調査された結果、北村議員は「現在は被選挙権を有しているが、就任（選挙）当時又はその後において被選挙権を有しない事実があった者」となることから、本委員会の調査結果において、北村議員は、地方自治法第127条第1項の「議員が被選挙権を有しない」者に該当することに決定されました。

この本委員会の調査結果が平成30年6月28日の市議会定例会に報告され審議の結果、賛成多数により本委員会の調査結果（報告）が可決されたことにより、同法律に基づき北村議員は議員の職を失うことになりました。

水道の使用量の資料を地方自治法第100条第1項により求めることを決定。

5. 第5回委員会（同年6月5日）

- ・収集された資料に基づき、北村議員の被選挙権の有無について協議検討を行う。

6. 第6回委員会（同年6月20日）

- ・北村議員の被選挙権の有無について協議検討し、同議員に被選挙権がない旨の結論に至った。

【本委員会における、議員の被選挙権の有無の判断】

当該議員が野洲市において被選挙権を有することが議員資格取得要件になる。北村議員は、公職選挙法第9条第2項により、告示日前3か月の間引き続き野洲市内に住所を有するものでなければならず、当選後においても、引き続いて同市内に継続して住所を有する者である必要がある。

【本委員会の調査内容及び報告】

【西河原マンションの生活実態について】

- 西河原マンションの賃貸借関係は、北村議員ではなく第三者で、議員は当該人物を知人であると説明する。（以下これを「A氏」と称する）
- 北村議員の証言は、西河原マンションは一人暮らしであり、公務やボランティア活動が忙しく、西河原マンションは「寝て起きる」だけがほとんどであり、平均的にそのマンションにいるの

以下に本委員会における調査経緯及び調査内容を記載します。

（資格審査特別委員会調査報告書の一部抜粋）

【本特別委員会の経緯】

1. 第1回委員会（平成30年3月22日）

- ・正副委員長の選出。
- ・本委員会に地方自治法第100条第1項の権限を委任するよう議会に申し出ることなどを決定。

2. 第2回委員会（同年4月17日）

- ・調査内容とスケジュールについて協議。
- ・北村議員の届出住所における賃貸借契約書及び電気・ガス・水道の使用量に関する資料などを地方自治法第100条第1項により求めることなどを決定。

3. 第3回委員会（同年5月10日）

- ・収集した資料の検討及び北村議員から提出された生活の本拠に関する説明書面等の検討協議。
- ・北村議員に証人として証言を求めることを決定。

4. 第4回委員会（同年5月22日）

- ・北村議員の証人尋問の実施。
- ・北村議員が追加提出した資料について検討。
- ・北村議員が仕事場として使用しているとされる草津のマンションの電気・ガス・

みにも行かずにずっとマンションにいたので、このような電気使用量となった旨を証言している。

○これは、反対に北村議員が西河原マンションで通常の生活をすれば、この程度の電気を使用することとなることを示しているといえる。

(3)

○一人暮らしのガス平均使用量は月間約5.0㎡とされており、夏期平均は月間約3㎡、冬期平均は月間7㎡とされている。

○平成29年4月から同年10月までのガス使用量はほぼゼロである。

○北村議員は、食器の洗い物やシャワーなどにはガス給湯器を使っていたというのであるから、たとえわずかでもガス使用があるのが通常あるのに、平成29年4月から10月までほぼゼロというのは異常であり、平成30年2月度以降のように、日常生活を西河原マンションで送っていたのであれば、月間1.5㎡ないし3.4㎡のガス使用があったというべきである。

(4)

○水道使用量については、一人暮らしの上水道平均使用量は月間約8.2㎡とされている。

○西河原マンションにおける水道使用量は、平成29年3月12日から同年9月11日までの6か月間全く使用がない。

○同年11月11日から翌平成30年1月10日までの水道使用量は再びゼロとなり、同年1月11日から同年3月10日までの使用量は平均使用量の2分の1程度までになっている。

○北村議員は、前記のとおり水道使用については、ゼロということではなく、風呂は使わないものの歯を磨いたり顔を洗ったりするときに水道を使うし、またトイレでも使用していたので、ゼロというのはありえない旨を証言している。

○北村議員は、サウナと銭湯に行けない時は、朝にシャワーを浴び、水は間違いなく使っており、銭湯は月に20回ぐらい利用するとも証言していることから、月に10回くらいは朝にシャワーを浴びることとなる。

○これらの証言は、水道使用量についての調査結果と矛盾するもので、同証言をにわかに信用することはできない。

○水道使用量の検針値から3月12日から9月11日までの6ヶ月の間における水道使用量は、最



は、午前1時ころから午前5時半ころまでで、朝5時半から6時までには出掛けている。したがって、平均的滞在時間は4～5時間ということになる。

(1) 西河原マンションにおける電気・ガス・水道の使用量は、次のとおり。

電気使用量(月間)

平成 29 年	4 月 57KWh	5 月 47KWh	6 月 47KWh
	7 月 57KWh	8 月 80KWh	9 月 60KWh
	10 月 69KWh	11 月 64KWh	12 月 46KWh
平成 30 年	1 月 54KWh	2 月 174KWh	3 月 161KWh

ガス使用量(月間)

平成 29 年	4 月 0.0㎡	5 月 0.0㎡	6 月 0.0㎡
	7 月 0.0㎡	8 月 0.1㎡	9 月 0.1㎡
	10 月 0.0㎡	11 月 2.6㎡	12 月 0.0㎡
平成 30 年	1 月 0.0㎡	2 月 1.5㎡	3 月 3.4㎡

水道使用量(2か月間)

平成 29 年 ～ 30 年	3月12日～5月9日 0㎡	5月10日～7月10日 0㎡
	7月11日～9月11日 0㎡	9月12日～11月10日 2㎡
	11月11日～1月10日 0㎡	1月11日～3月10日 4㎡

(2)

○一人暮らし女性の平均電気使用量は月間約227kwh、34歳以下の女性の場合、月間平均約129kwh。

○西河原マンションの平成29年4月から平成30年1月までの電気使用量は、平均58kwhしかなく一人暮らし女性の平均使用量の約4分の1、34歳以下の女性の使用量の約半分弱であり、北村議員が当該期間日常的に西河原マンションで暮らしていたと認めるのは難しい。

○平成30年2月からは電気使用量は、34歳以下の女性の使用量の約1.3倍の電気使用量があり、北村議員はこの原因について、平成30年2月に北村議員の住所について疑義がある旨の問題が起こって、それ以降、公務以外の仕事をせず、ボランティアもすべて断り、飲

水道使用量（2か月間）

平成 29年 ～ 30年	4月10日～6月9日 23㎡	6月10日～8月10日 26㎡
	8月11日～10月10日 24㎡	10月11日～12月8日 19㎡
	12月9日～2月9日 24㎡	2月10日～4月10日 15㎡

(2)

○二人暮らし平均電気使用量は月間約357kwh、一日平均約11.9kwhとなり、草津マンションの平成29年4月から平成30年3月までの電気使用量は月間約289kwh、一日当たり約9.6kwとなる。

○一人暮らし女性の平均電気使用量は月間約227kwh、一日平均約7.6kwhであり、34歳以下の女性の場合でも、月間平均約129kwh、一日平均4.3kwhとなることから、草津マンションでは約1.5人分程度の使用量が認められる。

(3)

○一人暮らし都市ガス平均使用量月間は、約11.1㎡/月、一日平均約0.37㎡/日、夏平均月間約6.69㎡、冬平均月間約15.61㎡となる。

○これに対し草津マンションのガス使用量は、月間平均約14㎡/月、一日平均約0.47㎡/日であり、電気使用量と同じく一人暮らし以上の使用をしていることとなる。

○平成30年3月度ガス使用量が、前月の使用量の約半分に減少しているが、西河原マンションは前月比の倍以上増加していることから、この変動は、北村議員が草津マンションから西河原マンションに生活の本拠を移したと考えることが自然である。

○平成30年2月28日付けで、ガス使用者名義を北村議員からA氏に変更していることも、このことを裏付ける。

(4)

○水道使用量については、二人暮らしの上水道平均使用量は月間約15.9㎡、家庭で一人が一日に使う水の量の平均が264リットルとなるのに対し、草津マンションにおける水道使用量は、平成29年4月10日から平成30年4月10日までの使用量は、月平均10.9㎡、1日平均360ℓ程度が使用されている。

○電気使用量やガス使用量と同様に水道使用量においても平成30年2月以降の水道使用量が前期の2／3近くまで減少しており、これに反比例



大でも0.99㎡となる。この最大水道使用量0.99㎡の数値は、月平均165ℓ、1日平均5.5ℓとなる。1日平均5.5ℓとは、概ねトイレ使用時1回分の水道使用量であり、北村議員の証言内容と矛盾し、またこのような水道使用量で6ヶ月もの間、西河原マンションで生活できるとは、にわかには信じ難いと言わざるを得ない。

(5)

○以上の事実を総合すると、北村議員は、少なくとも平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙において3か月以上前である同年7月から平成30年1月までの間は、西河原マンションを生活の本拠としていたとは認められないというべきである。

○西河原マンションを生活の本拠として利用し続ける意思があるのであれば、通常は、北村議員本人が賃借人となって賃貸借契約を締結するのが通常であると思われるのに、賃貸人から転貸借の同意がなく、したがって、いつ契約違反で賃貸借契約が取り消されるかわからないという不安定なA氏からの転借契約で居住していることも、それが一時的なものとうかがわせる。

【草津マンションの生活実態について】

(1) 草津マンションにおける電気・ガス・水道の使用量は、次のとおり。

電気使用量（月間）

平成 29 年	4 月 370KWh	5 月 296KWh	6 月 258KWh
	7 月 281KWh	8 月 318KWh	9 月 278KWh
	10 月 250KWh	11 月 261KWh	12 月 290KWh
平成 30 年	1 月 363KWh	2 月 287KWh	3 月 217KWh

ガス使用量（月間）

平成 29 年	4 月 17㎡	5 月 13㎡	6 月 9㎡
	7 月 7㎡	8 月 8㎡	9 月 7㎡
	10 月 10㎡	11 月 8㎡	12 月 18㎡
平成 30 年	1 月 33㎡	2 月 27㎡	3 月 13㎡

以下のとおり、A氏と共同利用していたと推測できる。

(8)

○A氏が西河原マンション所有者から平成25年8月10日に賃貸借した際の契約書に記載されたA氏の住所は草津マンションとなっており、平成27年9月1日及び平成29年9月1日の賃貸借更新契約書でもA氏の住所は草津マンションのままであり変動は無い。つまり、A氏は平成25年8月10日以降も草津マンションを住所として居住していたこととなる。

(9)

○平成30年6月11日に行った草津マンションの現地調査において、玄関ホールにある〇〇〇号室の郵便受けと表札の氏名は、A氏になっていることを確認した。この件について、草津マンションの管理責任者T氏の説明では、マンション管理会社から変更の指示が来たことから、張り替えたとのことであり、後の管理責任者への確認において、張り替えた時期は、数ヶ月前では無く最近(10日ほど前)であり、張り替える前の氏名は「北村」であったことを確認できている。

○このことは、草津マンションは、むしろA氏と北村議員の共同生活の場であって、そこから北村議員が出たとすると説明がつく。北村議員がここに生活していたことは、動かしがたい事実と認められる。

【委員会調査報告まとめ】

○西河原マンションと草津マンションの以上のような利用状況を総合考慮すると、北村議員の生活の本拠をそのいずれとするのかと言えば、少なくとも平成29年4月ころから平成30年1月ころまでは、草津マンションであったと判断するのが相当である。

○たしかに、その間に、選挙運動その他のために北村議員が西河原マンションを利用していたことがあることは否定できないが、それは臨時的または一時的なものであったと判断される。

○そうすると、北村議員については、「現在は被選挙権を有しているが、就任(選挙)当時又はその後において被選挙権を有しない事実があった者」となるから、地方自治法第127条第1項の「議員が被選挙権を有しない」者に該当するものである。



して西河原マンションの水道使用量は0㎡から4㎡と増加しており、北村議員がこの時期に西河原マンションに生活の本拠を移したとすると説明がつく。

○草津マンションの〇〇〇号室はA氏の区分所有となっているが、平成30年2月までの間、水道料の他に、駐車場管理費、管理費、修繕積立金、自治会費及び自転車置場使用量を含む共益費もあわせて北村議員に請求されており、北村議員の口座から口座振替の方法により引き落としされている。

○この件について、草津マンションの管理責任者であるT氏の説明では、マンション管理会社は、水道使用料及び共益費の支払いについては、区分所有者の居住が無く、その物件を他の者に貸している場合は、管理会社の所定の手続きにより、その入居者に請求されることになる。このことは、この時期までは、草津マンションに北村議員の居住の実態があった事実の一つとすることについて説明できる。

(5)

○北村議員は、平成16年夏ころから平成29年末まで、途中に中抜けはあるものの、草津マンションをシェアして借りていた。北村議員が使用していたのは、6畳部屋と空いているクローゼットであり、他の人は7畳部屋で、リビングは共用していた旨を証言している。

(6)

○通常、賃借物件をシェアして借りていたのであれば、賃借料、水光熱費等の負担区分及び負担割合を決めるのが一般的であるのに、そのような取り決めをした事実は認められない。

(7)

○北村議員は少なくとも平成16年から平成25年5月28日に野洲市市営住宅に転居するまでは、草津マンションを住居として使用していたはずであるから、住居としていた草津マンションをどこの誰ともわからない第三者とシェアしていたということは極めて不自然である。

○以上の事実を総合すると、草津マンションを北村議員と第三者でシェアしている事実は認められない。むしろ、草津マンションについては、第三者とシェアしていたと言うよりも、

今後の議会予定

月 日	曜日	種別	開議時刻	摘 要
8月29日	水	本会議	9:00	第4回定例会 上程議案の提案説明 決算特別委員会
9月5日	水	本会議	9:00	議案質疑、一般質問
		委員会	本会議終了後	決算特別委員会、予算常任委員会
6日	木	本会議	9:00	一般質問
7日	金	本会議	9:00	一般質問(予備日)、会派代表者会議
11日	火	委員会	9:00	決算特別委員会分科会及び予算常任 委員会、分科会審査
12日	水	委員会	9:00	決算特別委員会分科会及び予算常任 委員会、分科会審査
13日	木	委員会	9:00	決算特別委員会分科会及び予算常任 委員会、分科会審査
14日	金	委員会	9:00 13:00	常任委員会
18日	火	委員会	9:00	常任委員会
20日	木	委員会	9:00	決算特別委員会、予算常任委員会
26日	水	本会議	13:00	委員会審査結果報告、質疑、討論、 採決

※上記日程は都合により変更する場合があります。

傍聴のご案内

傍聴を希望される方は、原則、自由に議場または委員会室(野洲市役所本館3階)の傍聴席にお入りいただくことができます。



No.55

発行日/平成30年8月1日

発行/野洲市議会

編集/議会だより編集委員会

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

TEL(077)587-6034

FAX(077)586-4300

野洲市議会ホームページ

野洲市議会 検索



市議会だよりに関するご意見・感想をお待ちしております。

写真募集

「やす市議会だより」の表紙に掲載する写真を市民の皆さまから募集しています。

市内で撮影された自然や風景、行事など本市の魅力を紹介できる写真をお待ちしています。

次号(11月1日発行)への応募は9月15日締切です。

応募方法は、市議会のホームページをご覧ください。

クロスワードパズル

【問題】

①		(d)	C		D(a)
	②		(c)		
A	B(f)				E
③(e)	(b)	④			
⑤					
⑥					

※入手するには、国内の取引所で

(a)	(b)	(c)	(d)	E	(f)
-----	-----	-----	-----	---	-----

※解答は15ページの下にあります。

【タテのカギ】

- 国と国が商品などの売買をすることを、「〇〇〇〇」と言う。
- 人口が急激かつ大幅に減少したため、地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準を維持することが難しくなった状態を「〇〇」と言う。
- 二つ以上の国が外交、軍事、政治、経済上の盟約を行うことを「〇〇〇〇」と言う。
- 金銭や物をかけて勝負を争う遊戯をする場所。「〇〇〇。」
- 毎年、物理学、化学、生理学・医学、文学、および平和の5分野において「過去1年間に人類に対して最大の貢献をした者」に授与される賞。〇〇〇〇賞。

【ヨコのカギ】

- 「ハイ〇〇〇〇」は「ふたつのものが組み合わせあったもの」という意味である。
- データを自分のパソコンや携帯端末などではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのことを「〇〇〇〇コンピューティング」という。
- 本当ではないこと。〇〇
- 多数の回路素子を、1個の基板に組み込んだ超小型の電子回路を略して「〇〇〇〇」という。
- 江戸末期に江戸で始まったカットグラス工法のガラス工芸・ガラス細工を「〇〇〇〇」
- 競輪・競馬・オートレースと並ぶ公営競技の1つで、モーターボート競走法をはじめとする法令・ルールの下、プロの選手達によって行われるモーターボート競技かつギャンブルを「〇〇〇〇〇」と言う。